

内堀雅雄 福島県知事殿  
福島県危機管理部殿

「浪江町森林火災についての要請」福島県回答（2017.8.2 付け）に対する再質問

「浪江町森林火災についての要請」に対して回答をいただきありがとうございます。以下、件の回答に付き再質問させていただきます。

1. 県民、消火活動従事者への被ばく防護策、避難指示について

回答書「はじめに」の項目中に「国に対しては、原発事故に伴う避難指示を発出した国が責任を持って、適切な財政負担や、国・県・市町村の役割分担、連携方策など必要な対策を講じるよう求めたところであり」としています。回答書（4）住民・消火活動従事者への情報提供と防護策の質問でも同趣旨の内容があります。

質問1-1

福島県からの国への対策要望事項について文書・議事録などで具体的に明らかにして下さい。

質問1-2

帰還困難区域（避難指示区域）での山林火災について、消火、延焼拡大防止、近隣住民保護、再発防止についての責任分担について、福島県としての見解を明らかにして下さい。

質問1-3

国側からの回答状況について文書・議事録などで具体的に明らかにして下さい。

質問1-4

消防関係者からのヒアリングによれば電離放射線障害防止規則（電離則）の準じた被ばく防護を求める声があります。県としての対応を明らかにしてください。

質問1-5

帰還困難区域での汚染実態（土壌汚染、空間線量率等）について福島県としても調査すべきと考えますがいかがでしょうか。

2. 【住民の避難基準について】

回答書では「避難指示区域を越えて高い空間線量率が確認された場合には、原子力災害における防護措置に準じて屋内退避や一時移転等の措置をとることが妥当」としています。

質問2-1

山林火災時における空間線量率のモニタリング体制、屋内退避や一時移転等の措置をとる具体的な基準と避難指示発出の手順について明らかにして下さい。

質問2-1

上記の体制や避難指示発出手順についての法的根拠を明らかにしてください。

3. 緊急時の大気浮遊塵放射能モニタリングについて

回答書では「今回の火災では、延焼地域周辺で追加のモニタリングを火災の影響がなくなるまでの間実施しました。今後も同様な火災が発生した場合、その規模等により必要なモニタリングを実施してまいります」としています。

### 質問3-1

「火災の影響がなくなるまでの間実施しました」とありますが、今回のモニタリングの打ち切り直前(5月16, 17日)でもやすらぎ荘や石熊公民館では高い値が検出されています。鎮火後も遅れて影響が出ることは十分考えられます。どのような根拠で影響がなくなったと判断したのか、その根拠を明らかにしてください。

### 質問3-2

今回の緊急モニタリングは火元の東側約2.5kmから4.5km程度の範囲の3か所のみです。一方私たち市民の調査によれば北側17kmの南相馬市、西側16kmの葛尾村でも数値の上昇が確認されています。また、8月2日に更新された福島県49か所の大気中浮遊塵調査でも広範囲で数値の上昇が確認できます(別紙資料参照)。

「規模等により必要なモニタリングを実施」とのことですが、モニタリングの範囲についての基本的な考え方を明らかにしてください。

### 質問3-3

火災現場から河川への放射能の流出に懸念があります。周辺の河川水モニタリングをすべきと考えますが、県としての考え方を明らかにしてください。

## 4. 県内49か所のダストサンプラ調査について

回答書ではダストサンプラ調査のデータ更新頻度について「2か月程度の更新間隔」としています。これは明らかに事実と異なります。

### 質問4-1

2017年8月2日以前のデータ更新頻度について、「2か月程度」ではなく大幅に遅れた理由について明らかにして下さい。

### 質問4-2

「2か月程度の更新間隔」とは、49か所全ての地点について、遅くとも2か月後には更新されるという解釈でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

### 質問4-3

データ更新の頻度アップについて回答では何も触れていません。オンライン化、随時公開についてどのように考えるか検討結果を教えてください。

### 質問4-4

いわき市下桶売、広野町二ツ沼、檜葉町山田岡、檜葉町松館、檜葉町波倉、富岡町上郡山、富岡町下郡山等のお地点は、他地点と比較して検出限界がおおむね1桁高くなっています。これでは傾向が同じレベルでは比較できません。またその地域も福島第1原発の近傍です。至急、他地域なみに検出限界の改善を要望します。これについての見解を明らかにして下さい。

(参考) 福島県発表の環境放射能測定結果(速報)の注書き

(注)	1 「ND」: 検出限界未満
	2 上記の他、人工放射性核種は検出されなかった。
	3 $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ の検出限界値: 連続ダストモニタはおおむね0.01 mBq/m <sup>3</sup> 以下、リアルタイムダストモニタはおおむね0.06 mBq/m <sup>3</sup> 以下、ダストサンプラ(1週間集じん)はおおむね0.3 mBq/m <sup>3</sup> 以下、簡易型ダストサンプラ(1週間集じん)はおおむね0.04 mBq/m <sup>3</sup> 以下、簡易型ダストサンプラ(1日集じん)はおおむね0.05 mBq/m <sup>3</sup> 以下である。

## 5. 福島県実施の月間降下物調査地点26地点から12地点への削減について

回答書では、「数値が安定的に低い地点を除き、発電所監視に特化した調査に切り替え、発電所から30km圏内で方角を考慮し、12地点を選定」としています。福島第1原発の事故対応工事は今後も長期にわたり予断を

許さない状況だと考えます。

**質問 5-1**

過去のデータが「安定的に低い」ということが今後も引き続き低いという保証はありません。県民の被曝リスク低減という観点からは観測地点を減らすべきではない。26 地点での調査を継続してください。

以上